

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により

収入や所得が減少した人のための税、各種保険料、使用料などの減免・徴収猶予などのご案内（令和2年4月20日現在）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を休廃業した、事業に著しい損失を受けた、失業して収入が減少したなどの理由により、税や保険料を納付することが困難な場合の減免・猶予制度があります。具体的な状況に応じて手続きのご案内をしますので、担当部署にご相談ください。

■町税の徴収猶予、減免

☎ 税務課 ☎ 82-0662

町税（国民健康保険税を含む）の徴収猶予

- **概要** 町税を一時に納めることが困難な場合は、申請により原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります（担保の提供が必要な場合があります）。
- **必要書類** ①申請書 ②収入や現預金の状況がわかる資料（収支明細書、財産目録など）③担保提供書（滞納100万円以上）

【新型コロナウイルス感染症関連】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入に相当の減少

（前年同期比20%以上の減少）があった場合、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予します。

- **必要書類** ①申請書 ②収入や現預金の状況がわかる資料（提出が困難な場合は口頭でも可）

町民税の減免

- **概要** 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった人、またはこれに準ずると町長が認めた人
- **必要書類** 申請書

■介護保険料の徴収猶予、減免

☎ 高年介護課 ☎ 82-2079

介護保険料の徴収猶予、減免

- **徴収猶予** 生計中心者の前年の収入と比較して、本年中に得られるであろう収入額が7割以下に減少すると見込まれる人。
※徴収猶予期間は、納付することができないと認められる金額を限度として、申請後1年以内となります。
- **減免** 生計中心者の前年の収入と比較して、本年中に得られるであろう収入額が5割以下に減少すると見込まれる人。
※減免期間は、事由発生から1年以内。ただし、次年度も事由が継続する場合、申請に

より次年度に限り保険料を減額することができます。

- **必要書類** ①事業休廃止、失業したことがわかる書類 ②本年中の支払い見込み額がわかる書類（給与支払者が発行する支払い見込み額証明、月別収支明細書など）

居宅介護・支援サービス費などの額の特例

徴収猶予、減免を受けた時には、申請により負担割合の特例を受けることができますので、ご相談ください。

国民健康保険税の減免

●**概要** 失業、休廃業や所得の減少、世帯全体の合計収入が少なく、最低生活の維持が著しく困難などの場合（世帯所得が1,000万円を超える場合を除く）は申請により減免される場合があります。

●**必要書類** ①資産及び負債の状況がわかる書類 ②失業、休廃業したことがわかる書類 ③収入状況がわかる書類 など

国民健康保険一部負担金の徴収猶予、減免

●**概要** 生活が著しく困難になった場合、申請により一部負担金が猶予または減免される場合があります。

●**必要書類** ①資産及び負債の状況がわかる書類 ②収入状況がわかる書類 など

福祉医療費助成制度一部負担金の特例措置

●**概要** 福祉医療費助成受給者の世帯が生活困窮の状態となり、一部負担金の支払いが困難であると認められる場合、6か月を限度として一部負担金が免除される場合があります。

※医療保険で一部負担金の減免を受けている場合は、その範囲を除きます。

●**必要書類** ①福祉医療費助成受給者証 ②離職証明書または税務署の收受印のある廃業届の写し ③収入状況がわかる書類 など

後期高齢者医療保険料の徴収猶予、減免

●**概要** 世帯の所得が軽減判定基準以下となる時、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の徴収猶予または減免される場合があります。

●**必要書類** ①休廃業届 ②収入状況がわかる書類 など

後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予、減免

●**概要** 被保険者の属する世帯が、一時的に負担金を納めることが困難であると認められる場合、6か月を限度として一部負担金の徴収猶予または減免される場合があります。

●**必要書類** ①入院証明書または休職証明書 ②収入状況がわかる書類 など

国民年金保険料免除申請の特例

●**概要** 一時的に国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により国民年金保険料の納付が免除される場合があります。

●**必要書類** ①年金手帳 ②雇用保険被保険者離職票の写し（雇用保険被保険者であった人が失業などによる申請を行う場合） ③税務署への事業廃止届出書の写しなど、事業廃止日が確認できる書類

■上下水道使用料

☎上下水道課 ☎82-0481

上下水道使用料の納付相談

- 概要 水道使用料及び下水道使用料を一時的に納めることが困難な場合は、相談してください。
- 必要書類 なし

■町営住宅使用料の徴収猶予、減免

☎商工観光課 ☎82-0670

町営住宅使用料の徴収猶予、減免

- 概要 町営住宅の入居者で、やむを得ず町営住宅使用料（家賃）を払えない状況になった人に対し、申請により徴収猶予や減免などができる場合があります。
- 必要書類 収入が減少したことを証明する書類、収入状況がわかる書類 など

■共済掛金などの払込期限の延長

☎兵庫県農業共済組合佐用事務所
(役場第2庁舎内) ☎60-3002

共済掛金などの払込期限の延長

- 概要 共済掛金などの支払いが困難であることを農業共済に申し出た人に、支払期限を延長します。
 - ・農作物（水稻、麦）共済、畑作物（大豆）共済、果樹共済
品目ごとに収穫期の1か月前までを限度に最長で令和2年9月30日まで延長
 - ・家畜共済、園芸施設共済
令和2年9月30日^④まで延長
- ※対面での共済加入手続きが困難な人は、電話での加入申し込みができます（後日申請書類の提出が必要です）。
- 必要書類 なし

保育・学童保育に関すること

■保育料の還付

☎健康福祉課 ☎82-0661

家庭で保育を行った日の保育料還付

- 概要 保育園への登園を自粛し家庭で保育を行った場合、あらかじめ納付された月額保育料から、登園自粛した日数の保育料を日割り計算して還付します。
- 必要書類 保育料還付申請書

■学童保育料の減免

☎教育課 ☎82-2424

利用を自粛した場合の月額保育料を減免

- 概要 学童保育の利用を自粛した場合の月額保育料を、利用実績日数に応じて日割り計算します。
- 必要書類 なし

新型コロナウイルス感染症に対する 緊急の応援制度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、兵庫県にも緊急事態宣言が発令され、町では「新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げ、対応にあたっています。

緊急事態宣言の発令による外出自粛要請により、町内の商工業はかつてない厳しい状況に直面しています。

また、学校の休業によって、子育て世帯への家計の不安も懸念される状況です。

町では、緊急対策として経営に支障をきたしている商工業を営む町内の中小企業者を応援するとともに、子育て世帯の生活応援のための制度を実施します。

■佐用町商工業者応援金制度

☎商工観光課 ☎82-0670

☎佐用町商工会 ☎82-2218

- 対象者** 商工業を営んでいる町内中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少もしくは経営に支障をきたしている、または今後そのおそれが予想される事業者
 - 法人の場合** 町内に本社を有し、法人登記のある法人
 - 個人事業主** 令和2年1月1日現在において、町内に住民票があり、引き続き住民票がある事業主
 - ※金融業、宗教、発電業は対象外となります**
 - 応援金額** 1事業者 10万円
 - ※複数店舗・複数業種の経営者でも1事業者となります**
 - 申請方法** 町ホームページから様式をダウンロードするか、商工観光課、町商工会の窓口で、次の必要書類とともに申請してください。
 - 必要書類** ①応援金交付申請書(兼請求書) ②確定申告書等のコピー ③申請者の口座番号・名義がわかる預金通帳の見開きページのコピー
 - 申請期間** 令和2年5月29日^④まで
 - 提出場所** 商工観光課または町商工会へ提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力ください。

■「佐用町子育て支援券」の交付

☎教育課 ☎82-2424

町では、以前から子育て支援のため、小学生1人15,000円、中学生1人30,000円分の商品券を保護者に交付しています。

このたび、子育て世帯応援のための緊急対策として新たに5月期の交付分(小学生7,000円、中学生15,000円)に追加して商品券を交付します。

- 対象者** 小中学生の保護者
- 追加交付金額** 小中学生1人につき2万円
- 配布方法** 町内の小中学校に通う児童、生徒の保護者に商品券を郵送します。
- 町外の小中学校に通う児童、生徒の保護者は事前に送付する在学証明書などが必要となるため、教育委員会事務局へお越しください。**
- 使用可能店舗** 商品券とともに配布する取扱店一覧をご確認ください。
- 商品券の有効期限** 令和2年9月30日^⑤まで